

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 3 - 2

事業名 (計画事業名)	町税嘱託員配置事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	税財管理課 収納係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 大場 道子

I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登載事業 <input checked="" type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	【根拠法令等】雄武町税等収納嘱託員取扱要綱
施策の項目の分類	計画的な行財政運営の推進	【事務種類】自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	計画的・効率的な財政運営の推進	

II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	納税者・納入者(水道料、住宅料、給食費、保育料等)	受益者負担	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
事業の意図 (What)	町税等の納付機会確保		
事業の手段 (How)	納税者・納入者宅への訪問		
事業の結果 (Outcome)	町税等の収納率向上		

III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
町税等徴収	19,893千円	22,830千円	17,400千円		町税等徴収	10~17年度	2,946千円

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	事業計画は策定していないが、町税課税額に占める一定程度の割合を徴収できていることから、予定どおりに達成していることとした。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
一時的な事業休止	町広報紙に掲載し周知している。
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	町税と併せて、水道料・公営住宅料・介護保険料・保育料などについても徴収している。

IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 ②代替案 ③スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 ②関係部署等との調整 ③国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	

V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 a 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>Ⓐ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>Ⓐ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>Ⅵ事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>実施に当たり、それほど経費や民間のノウハウを必要としていないため。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>現在の要綱上は、町の職員となる。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>地域が広範囲になると、それに応じて嘱託員数も増やさなければならず、スケールメリットがない。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>Ⓐ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>今までも削減を行っており、これ以上の経費削減は稼働時間の削減につながり、事業効果の減少を招くものと思われる。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>Ⓐ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>現状でも効果を挙げており、その手法について継続し、より一層の効果を挙げるようにしたい。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>Ⓑ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町税等収納率が低下することが懸念される。</p>

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

(説明)